

鳥取県港湾管理条例第2条の2第3項の制限期間を指定する公示

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律（平成16年4月14日法律第31号）に基づく「鳥取港千代地区1号埠頭施設」及び「鳥取港国際水域施設」の制限区域への立入を制限する期間を、鳥取県港湾管理条例第2条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定します。

制限期間内は、制限区域内への立ち入りは認められた場合以外はできませんので、お知らせします。

令和8年10月13日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小屋 隆志



記

1 制限期間

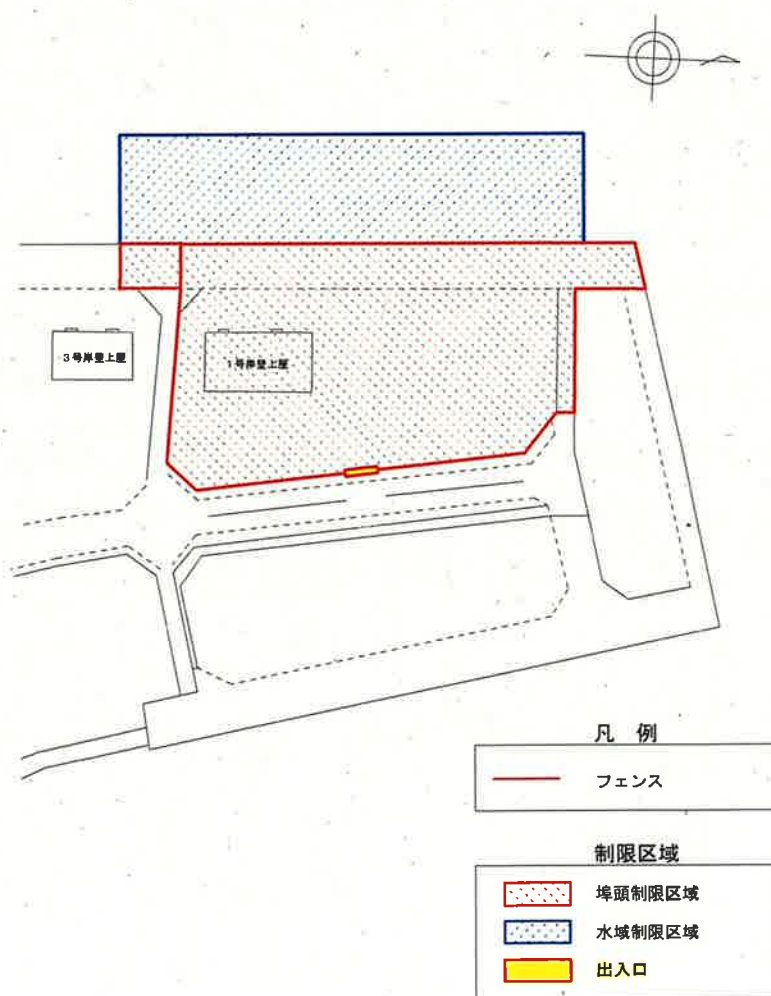
【埠頭区域】 下図赤色部分

令和8年10月15日（木） 午前7時30分から
令和8年10月16日（金） 午後5時まで

【水域】 下図青色部分

令和8年10月15日（木） 午前7時30分から
令和8年10月16日（金） 午後5時まで

2 制限区域



外航船入港に係る 制限区域への 立入制限期間 公示

【埠頭区域制限期間】

10月15日(木)午前7時30分から
10月16日(金)午後5時まで

【水域制限期間】

10月15日(木)午前7時30分から
10月16日(金)午後5時まで